

DESA002 α 住所

住所のデータは、住所関連の主要省庁及び日本郵便株式会社のデータ記述方式を参照し、英語のデータは、国土地理院「地名等の英語表記規定」を参照し、以下のとおりとする。

1 住所全体を文字で管理する場合

1.1 1個のデータ項目で管理する場合

都道府県から番地号までを一つのデータ項目で管理する場合は、以下の規則に従うこととする。

- ・都道府県から記述し、「町・字」までかな漢字とする。
- ・〇〇支庁、〇〇郡、大字名の前につく“大字”の文字、字の前につく“字”の文字は、省略可能とする。

例) 福島県会津若松市大戸町(大字)高川甲 1324

- ・「町・大字」に「丁目」が含まれるときには、「丁目」以下は半角数字と半角ハイフン区切りとする。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
東京都千代田区霞が関 2-1-6

- ・「字」がある場合には、「字」までかな漢字、「番地・号」の数字項目以下は半角数字と半角ハイフン区切りとする。また、丁目以下に甲乙、いろは、子丑等の記号が含まれる場合には、記号までかな漢字、「番地・号」の数字項目以下は半角数字と半角ハイフン区切りとする。

例) 福島県会津若松市大戸町大字高川甲 1324

- ・街区方式ではなく道路方式を使う京都市においては、区名の後に通り名を表記する方法も可能とする。(省略も可能)

例) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

1.2 2個のデータ項目で管理する場合

都道府県から番地号までを住所項目1、住所項目2のように2個のデータ項目で管理する場合は、「1.1 1個のデータ項目で管理する場合」の規則に加え、以下の規則に従うこととする。

1) 町丁目番地号分離

都道府県や市区町村は記入もしくは選択肢で入力し、町名以降を2番目のデータ項目に入力し管理する場合には、以下のとおりとする。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

「東京都千代田区」「霞が関 2-1-6」

例) 福島県会津若松市大戸町大字高川甲 1324 の場合

「福島県会津若松市」「大戸町大字高川甲 1324」

2) 丁目番地号分離

郵便番号等を使ってデータを入力し、丁目、地番以降のデータを入力管理するときは以下のとおりとする。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

「東京都千代田区霞が関」「2-1-6」

例) 福島県会津若松市大戸町大字高川甲 1324 の場合

「福島県会津若松市大戸町大字高川甲」「1324」

1.3 都道府県や市町村を別データ項目として管理する場合

都道府県や市区町村は記入もしくは選択肢で入力し、町名以降を3番目のデータ項目に入力し管理する。都道府県、市区町村毎の管理を行いたいときや、都道府県内、市区町村内のデータ管理で使われる。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

「東京都」「千代田区」「霞が関 2-1-6」

1.4 都道府県や市町村や番地、号を分離して管理する場合

住所に関連する情報を最小単位で管理する。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合

「東京都」「千代田区」「霞が関」「2」「1」「6」

2 住所全体をコードを用いて管理する場合

2.1 全国地方公共団体コードを使用して管理する場合

全国市町村コードで市区町村までを管理し、町名以下をデータで管理する。もっとも一般的な住所データ管理方法である。

表記の時には全国市町村コードを都道府県名、市区町村名に変換して、町名以下の情報と合わせて表示する。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
データ「13101」「霞が関2-1-6」
表記「東京都千代田区霞が関2-1-6」

2.2 郵便番号を用いて管理する場合

郵便番号で住所の町字までを選択し、丁目や番地をデータで持つ。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
データ「1000013」「2-1-6」
表記「東京都千代田区霞が関2-1-6」

2.3 町字識別子を使用して管理する場合（現在検討中）

町字まで識別子で管理し、番地以下をデータで持つ。

例) 東京都千代田区霞が関二丁目1番6号の場合
データ「(町字識別子)」「1-6」
表記「東京都千代田区霞が関2-1-6」

※町字識別子については将来に向け検討中。

3 方書

ビル名などのデータである方書は別データ項目とする。

4 英語表記

4.1 基本事項

住所の英語表記は、国土交通省国土地理院「地名等の英語表記規程」の表記方法に準ずる。必要に応じて、国土交通省観光庁「観光立国実現に向けた多言

語対応の改善・強化のためのガイドライン」を参照する。

へボン式ローマ字を用いることとし、以下の規則に従うこと。

- ・はねる音「ん」は、全て n と書く。
- ・はねる音をあらわす n と、次に来る母音字または y を切り離す必要がある場合には、n の次にハイフンを入れる。
- ・つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に ch 音がくる場合には c を重ねず t を用いる。
- ・長音を表す記号は、省略することを原則とする。ただし、50音の「い」段の長音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書く。
- ・表音のローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合にはそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。ただし、短縮する表記が通用している場合には、短縮してもよい。

分かち書きを用いる場合には、ハイフンを用いて区切るものとし、ハイフン後の最初の文字は大文字にする。

区切りの位置は以下のとおりとする。

- ・複合地名における地域名称等の後
- ・東、西、南及び北並びに上、中及び下並びに新、旧及び元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後
- ・地形を表す部分の前

また、発音の便宜上区切る場合にもハイフンを用いて区切りものとする。

4.2 住所表記

日本語のデータ項目に準じて町名などのデータを個別のデータ項目とすることが望ましいが、一行で記述する場合には以下のように記述する。ただし、市区町村名等、コードを使って自動入力する項目もある。

基本形

数字表記(丁目含む), 町名, 市区町村, 都道府県 9999999, Japan

政令指定都市の場合

数字表記(丁目含む), 町名, 区, 政令指定都市(, 都道府県) 郵便番号, Japan

例) 2-1-2 Kasumigaseski, Chiyoda-ku, Tokyo 1008926, Japan

- ・丁目以下は半角数字表記としハイフンで接続する。
 - ・数字表記の後ろに半角スペースを置き、後ろの町名との間を分ける。
 - ・町名、市区町村名、都道府県名は、先頭文字を大文字、その他の文字を小文字で記入する。
 - ・町名、市区町村名、都道府県名の間は、半角カンマ「,」と半角スペースにより区切る。
 - ・数字表記と町名の間、都道府県名と郵便番号の間は、半角スペースで区切る。
 - ・郵便番号は7桁連続とし、ハイフンによる区切りは使わない。
 - ・郵便番号の後に Japan を書く場合には、郵便番号と Japan の間を半角カンマ「,」と半角スペースにより区切る。
 - ・市区町村名は、各自治体固有部分の後に「-shi」「-ku」「-machi」「-chou」「-mura」をつける。
 - ・都府県は、固有自治体名の未記入し「-to」「-fu」「-ken」は記述しない。北海道は「Hokkaido」と記入する。
- ・政令指定都市の場合、数字項目 町名 区名 政令指定都市名を記入し、政令指定都市名の後ろに半角カンマ「,」と半角スペースにより区切り都道府県名を記入する。半角スペースを明け、郵便番号7桁を区切りなしで記入する。ただし、政令指定都市名は、都道府県名を省略することも可能である。

4.3 方書

基本的に、別データ項目で記載する。住所の数字項目の前の先頭に記入し、半角カンマ「,」と半角スペースにより区切る。

例) 2nd Bldg. of the Central Common Government Office,
2-1-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8926, Japan

5 解説

5.1 住所のデータ表現における字の整理

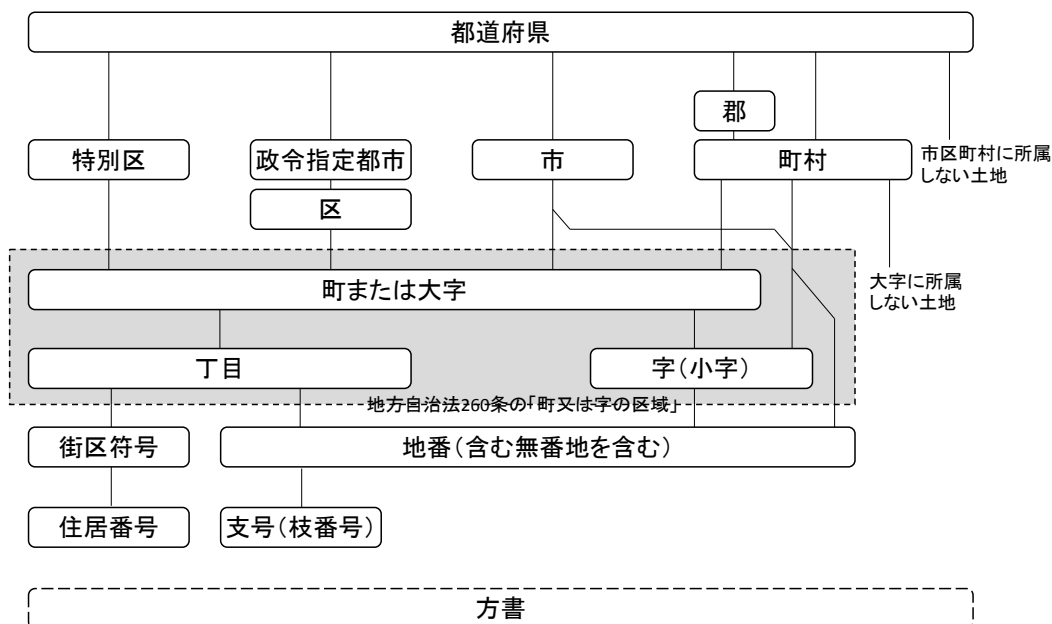
住所は、「都道府県」「支庁」「郡」「市区町村」「政令指定都市」「区」「町村」「町・大字」「丁目・字」「番地・号」で構成され、さらに「方書」を使用する。

※地方自治法第260条に「字」の新設や廃止に関する条項があるが字の定義はない。住居表示に関する法律においても字の定義はない。

※本標準では、以下の理由により「町」「大字」「丁目」「字」を分け、「大字」には「丁目」が入らない整理とする。

- ・地方自治法第260条に基づく告示の変更調書で、「〇〇二丁目」のような新住所表示を大字として表すことがある。
- ・地方公共団体情報システム機構が提供する全国・町字ファイルにおいて「市区郡町村名」に次の項目は「大字、通称名」であり、その次が「字・丁目」である。
- ・「丁目」が「大字」に入る場合と「字」に入る場合の2つの場合があり、コンピュータ処理上、分ける必要がある。

住所の構造



資料: 今尾啓介「番地の謎」光文社2017

5.2 住所のデータ表現における丁目の表記

公式文書において「丁目」は漢数字で記載されることが多いが、社会的には丁目以下を数字で管理することが一般的であり、グローバルな表記でも数字で表記することから、本標準においては、丁目以下は半角数字と半角ハイフン区切りで記述することを基本とする。

例) 総務省 Web ページの住所表記
東京都千代田区霞が関 2-1-2

5.3 住所のデータ表現における号の枝番の表記

不動産登記事務取扱手続き準則に基づき、土地分割等により号に枝番号を使う場合には、以下のとおり番地に追記する。

丁目-番地-号（枝番含む）

例) 一丁目 1 番地 1-1 号

1-1-1-1

集合住宅において住所の号の後にハイフンで部屋番号を記入する場合がある。集合住宅名や部屋番号は方書のデータ項目として管理する。

例) 1-1-1 ○〇住宅 1 号室

「1-1-1」「1」

1-1-1〇〇住宅 A 棟 101 号室

「1-1-1」「〇〇住宅 A 棟 101 号室」または「1-1-1」「A-101」

5.4 住所のデータ表現における番地の前の記号の扱い

番地の前に、甲乙、いろは、子丑等の記号が含まれる場合には、字の一部として扱う。

5.5 番地項目に文字が入る場合の扱い

番地項目に「番外地」「地先」等の文字が入る場合には、例外処理として扱う。

5.6 英語住所表記における都道府県名および市区町村名

国土地理院「地名等の英語表記規定」では、都道府県名および市区町村名で Prefecture や City の英語区分を使用することとしている。住所表記においては、一般的に使用される「-shi」等の表音によるルールに従うこととする。

5.7 英語の市町村名の揺らぎ

英語の地名の表記は府省や組織により異なる場合があるが、住所表記においては、国土地理院「地名等の英語表記規定」に準拠する。

例) 御殿場

国土交通省土地総合情報システム Gotenba

国土地理院 Gazetteer of Japan 2007 Gotenba

総務省国勢調査（地域一覧） Gotemba

市役所 Web ページ Gotemba

警察署	Gotenba
駅	Gotemba
インターチェンジ	Gotenba

5.8 英語住所の表記例

英語住所の表記法は、住所表記関連組織が自組織の住所を記述している方法を参考にする。

日本郵便 Web サイト Corporate Information

100-8798 1-3-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

日本郵便 Web サイト (グループ会社紹介ページ)

1-16-2 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0003

国土交通省 Web サイト

2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918

総務省 Web サイト

1-2 Kasumigaseki 2-chome, Chiyoda-ku. Tokyo 100-8926, Japan

総務省 Web サイト (アクセス (PDF))

2nd Bldg. of the Central Common Government Office,

2-1-2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8926, Japan

国土地理院

Kudan Daini Government Building,

1-1-15, Kudanminami, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074

5.9 英語表記における政令指定都市の扱い

政令指定都市の英語名の記載では、殆どの都市が都道府県名を省略しているため、本標準でも都道府県名は省略可能とする。

6 町字識別子の整備

住所表記の揺らぎがあった場合に正確な表記が可能なように、国が中心となり最新の町字情報が一覧できる環境を整備することとする。

町字識別子には、ID、漢字名、カナ名、英字名、ポリゴン情報を含む。